

## 第1 計画策定

### 1 計画策定の趣旨

本市では、平成17（2005）年に「朝霞市防犯推進条例」を施行し、この条例に基づき、平成18（2006）年に朝霞市防犯推進計画

【平成18（2006）年度～平成22（2010）年度】を策定して以来、5年ごとに計画を改定し、計画内容を具体化した実施計画に基づき、防犯に関する施策を推進してまいりました。

近年では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う行動制限の緩和が進み、社会活動が回復するとともに、犯罪認知件数は再び上昇に転じています。複雑巧妙化する振り込め詐欺などの高齢者を狙った特殊詐欺犯罪への対応や、子どもに対する声掛け事案、また不審者の出没などの犯罪の前兆行為の防止など、安全で安心なまちづくりを推進するためには、核家族化の進展、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、地域における相互扶助機能が低下するといった防犯上の課題の解決を目指しながら引き続き、市、市民、事業者、土地建物所有者等及び警察やその他の関係機関・団体が一体となり、防犯活動を継続していくことが必要です。

このたび、第4次朝霞市防犯推進計画【令和3（2021）年度～令和7（2025）年度】の終了にあたり、「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」をより一層推進するため、第5次朝霞市防犯推進計画【令和8（2026）年度～令和12（2030）年度】を策定するものです。

### 2 市民意識調査にみる施策満足度・重要度

令和5年度の市民意識調査によると、市の取組全31項目のうち、「生活（防犯、消費生活等）」の満足度は、5番目となっております。重要度については、3番目となっており、今後の重要性が高いが、現在の満足度も高いことから、『現状維持を図るべきと考えられる項目』とされているものの、満足度よりも重要度が高く、市民の関心度も高いことから、引き続き防犯施策を推進する必要があると考えられます。

### 3 本市の犯罪情勢とその背景

本市における令和6（2024）年の刑法犯認知件数<sup>注1</sup>は1,012件となり、令和3（2021）には過去最も低い数値の600件から新型コロナウイルス感染症の流行の鈍化とともに、近年の刑法犯認知件数は増加傾向にあります。

また、令和6（2024）年の街頭犯罪認知件数<sup>注2</sup>は438件で、刑法犯全体の約43.3%を占めています。特に自転車盗の342件は、街頭犯罪の約78.1%を占めています。

なお、人口千人当たりの本市の刑法犯認知件数は令和6（2024）年で6.93件となっており、令和元（2019）年の6.60件と比較すると0.33件増加しています。

刑法犯認知件数は近年増加傾向にありますが、計画策定当初の平成17（2005）年は、2,237件であり、長期的に比較すると減少傾向にあります。

犯罪の発生を抑制できたのは、市内に結成された朝霞市防犯パトロール隊<sup>注3</sup>によるパトロール実施、事業者の事業活動における積極的な防犯活動への取組、土地建物所有者等の防犯に配慮した環境整備の実施など、朝霞市防犯推進計画で定めた取組の効果が表れたものと思われる。

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害の発生状況については、増減の波はあるものの、多発傾向が続いています。国際電話番号を使用した犯行や、自動音声ガイダンスを利用した詐欺電話、警察官や市職員をかたった詐欺電話、電話口にて指示を行い被害者自身にATMを操作させて入金を行わせる方法等、特殊犯罪の手法が多様化しており新たな被害が発生しています。

また、子どもに対する声掛け事案は増加傾向にはないものの、犯罪に巻き込まれる危険性が多くなっており、その発生場所についても大きく偏りがあるわけではありません。刑法犯全般においても、地域における偏りは認められず、これは特定の地域において犯罪の発生に差はなく、犯人の得意とする場所によって、犯罪が発生しているからであると考えられます。

注1 刑法犯の総数から交通関係の業務上（重）過失致死傷罪を除いたもので、被害の届出、告訴、告発その他の端緒によりその発生を警察が確認した件数をいいます。

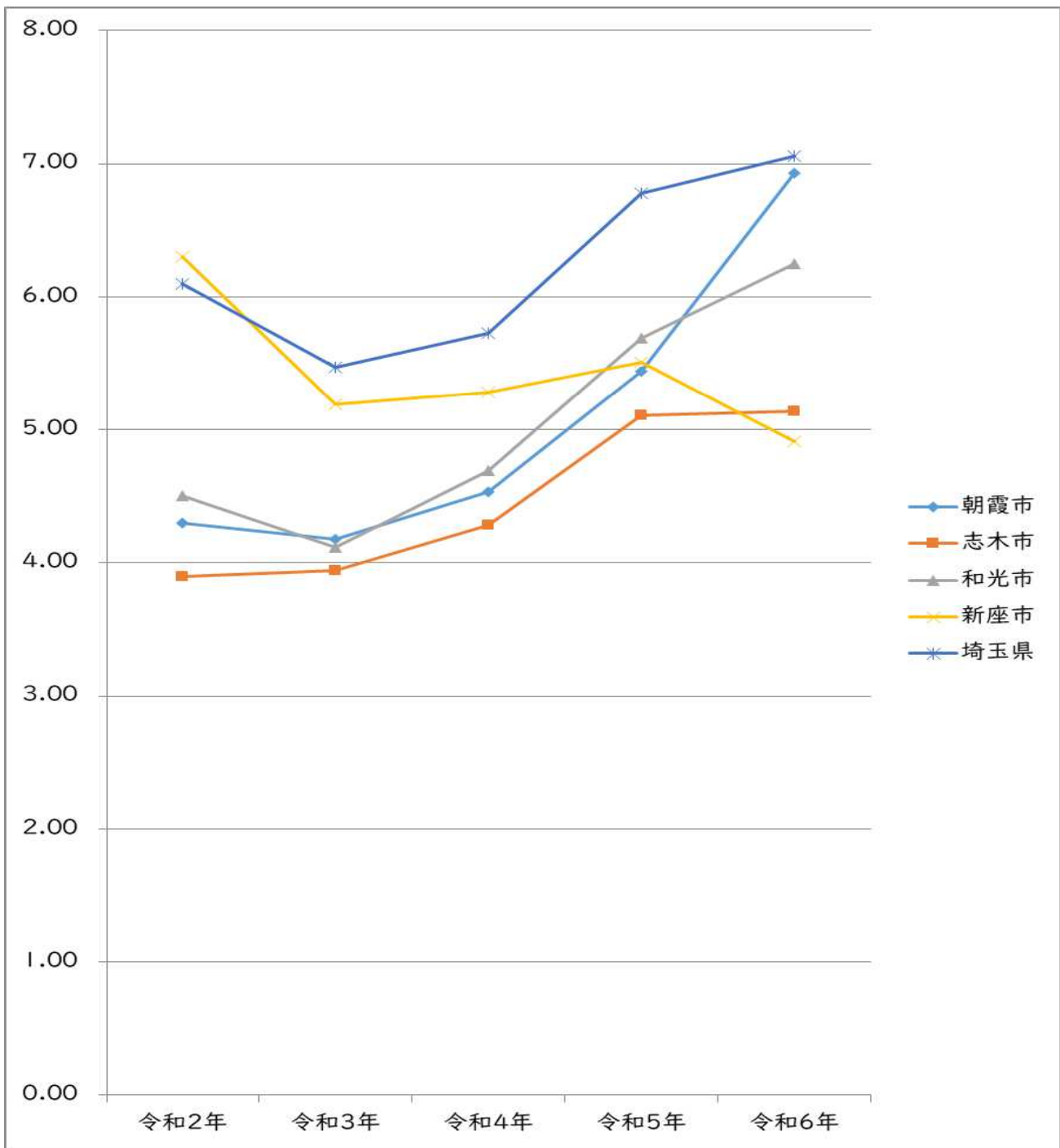
注2 自転車盗、車上ねらい、オートバイ盗、部品ねらい、ひったくり、自動車盗、路上強盗、自動販売機ねらいをいいます。

注3 自主防犯パトロールを行う団体のうち、朝霞市の認定基準を満たす団体を朝霞市防犯パトロール隊として認定しており、認定を受けた団体を総称して「朝霞わがまち防犯隊」としています。認定の基準は、①団体の構成員が5人以上であり、②月1回以上の自主防犯パトロールを行っていることとしています。

■人口1,000人当たりの刑法犯認知件数 ※各年とも4月1日現在の人口で算出

(単位：件)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
朝霞市	4.30	4.18	4.53	5.44	6.93
志木市	3.90	3.94	4.28	5.11	5.14
和光市	4.50	4.12	4.69	5.69	6.25
新座市	4.50	4.12	4.69	5.69	6.25
新座市	6.30	5.19	5.28	5.51	4.91
埼玉県	6.10	5.47	5.73	6.78	7.06

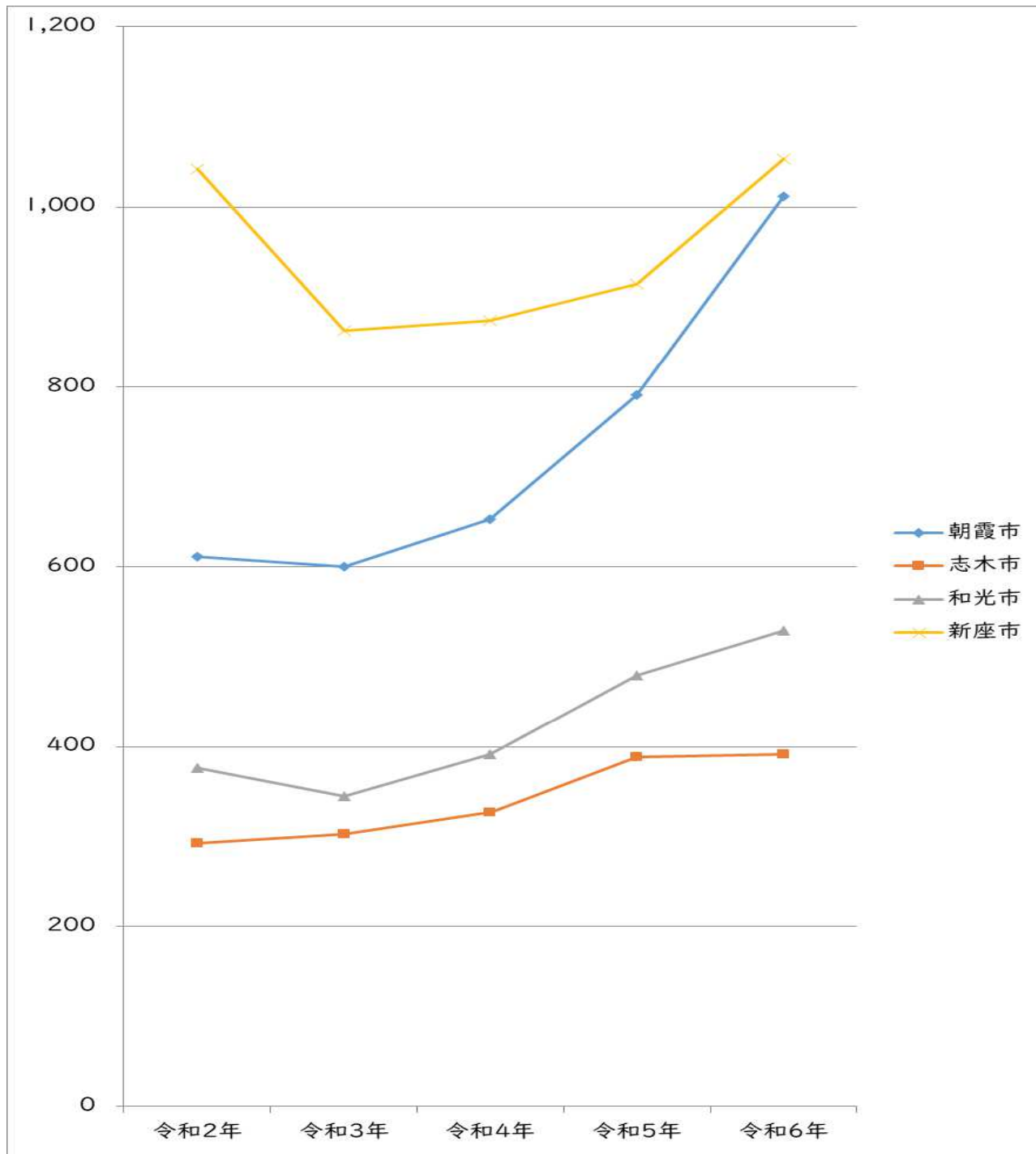


(資料:埼玉県警察本部)

■刑法犯認知件数(犯罪発生件数)

(単位：件)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
朝霞市	612	600	653	791	1,012
志木市	292	302	327	389	392
和光市	376	345	392	480	529
新座市	1,042	863	874	915	1,053
埼玉県	44,485	40,166	41,983	49,653	51,667

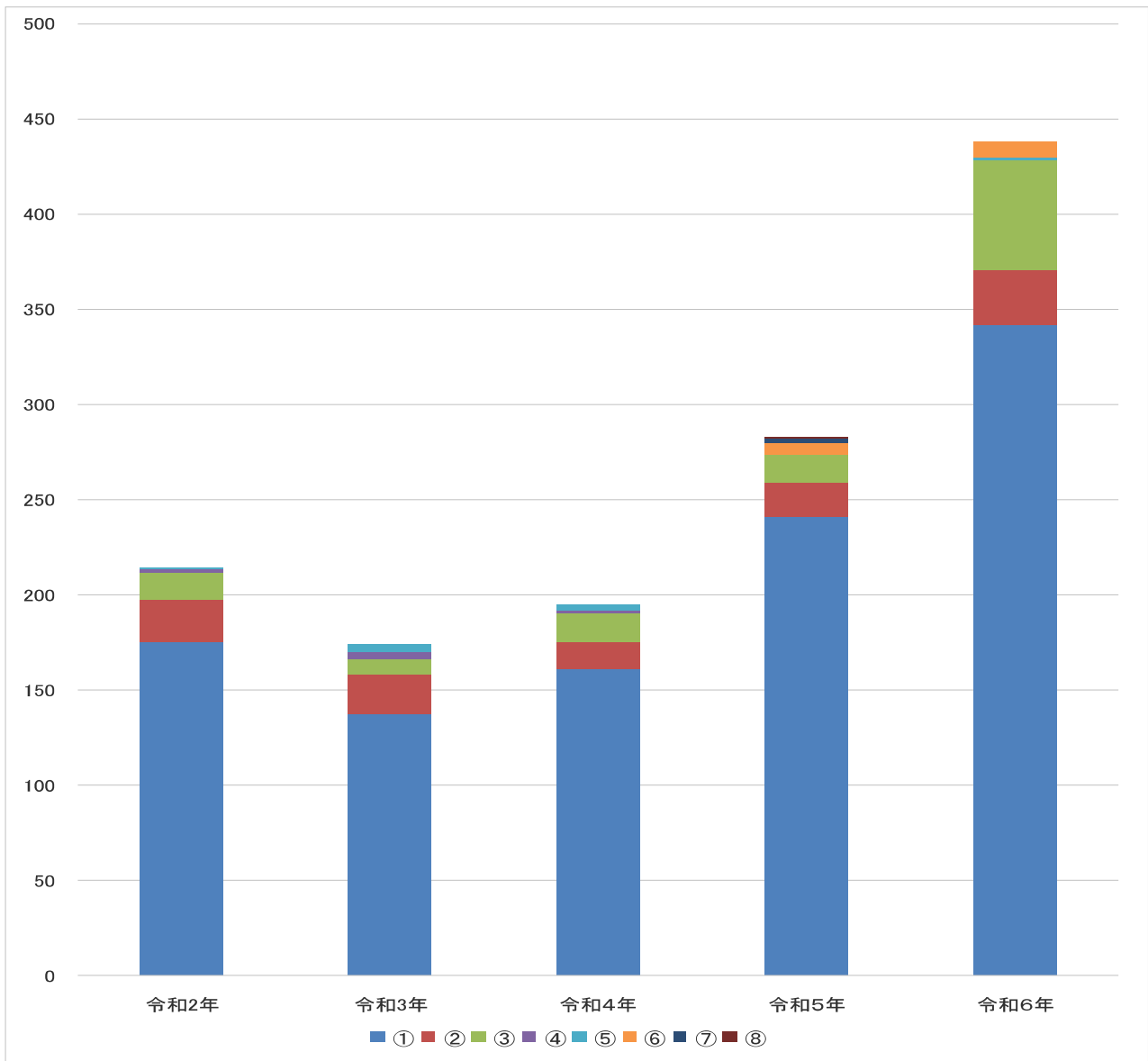


(資料:埼玉県警察本部)

■朝霞市内の街頭犯罪認知件数

(単位:件)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
① 自転車盗	175	137	161	241	342
② 車上ねらい	23	21	14	18	29
③ オートバイ盗	14	8	15	15	57
④ 部品ねらい	1	4	2	0	0
⑤ ひったくり	1	4	3	0	2
⑥ 自動車盗	0	0	0	6	8
⑦ 路上強盗	0	0	0	2	0
⑧ 自動販売機ねらい	-	-	-	1	0
合 計	214	174	195	283	438

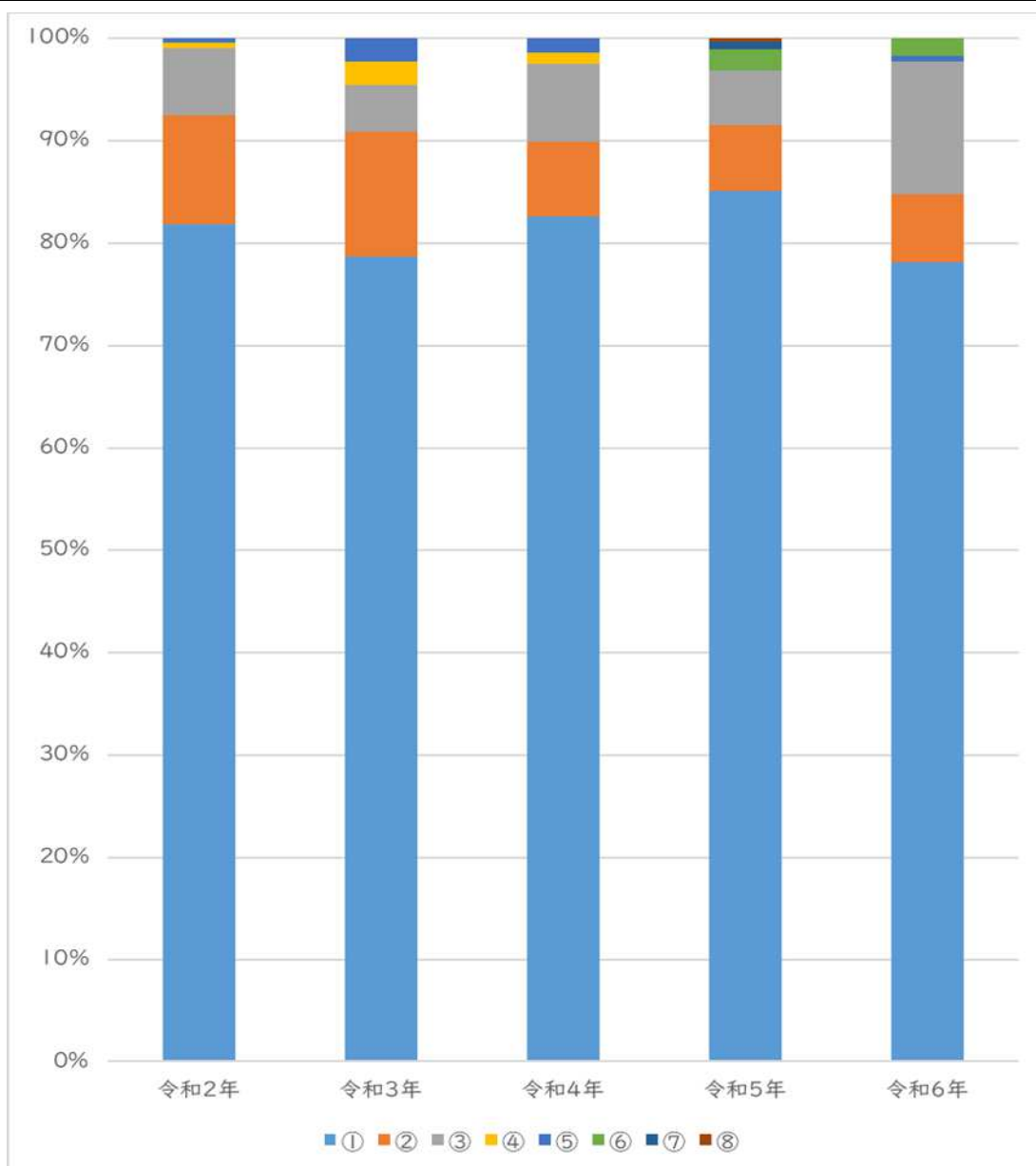


(資料:埼玉県警察本部)

■朝霞市内の街頭犯罪構成比率

(単位:%)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
① 自転車盗	81.8	78.7	82.6	85.2	78.1
② 車上ねらい	10.7	12.1	7.2	6.4	6.6
③ オートバイ盗	6.5	4.6	7.7	5.3	13.0
④ 部品ねらい	0.5	2.3	1.0	0.0	0.0
⑤ ひったくり	0.5	2.3	1.5	0.0	0.5
⑥ 自動車盗	0.0	0.0	0.0	2.1	1.8
⑦ 路上強盗	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0
⑧ 自動販売機ねらい	-	-	-	0.4	0.0
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



(資料:埼玉県警察本部)

## ■朝霞市内の特殊詐欺被害の発生状況

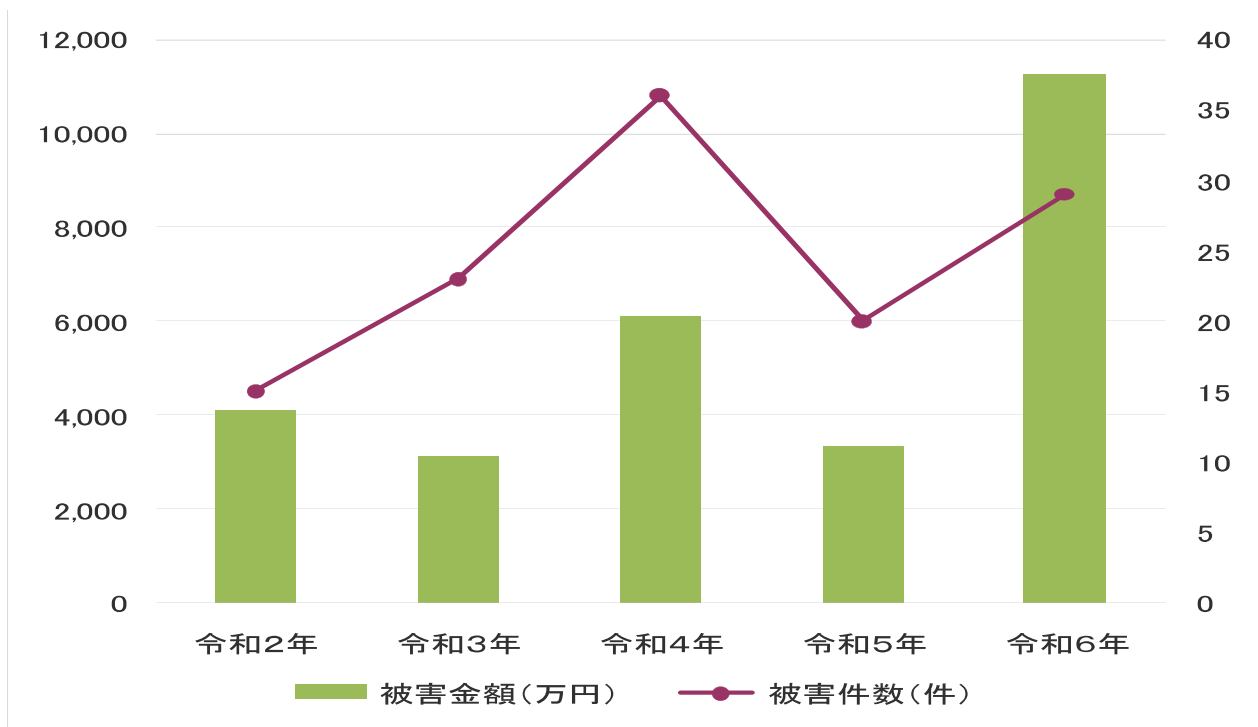
(単位:件)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
被害件数(件)	15(1)	23	36(2)	20	29(3)
被害金額(万円)	4,091	3,121	6,098	3,335	11,250
予兆通報件数(件)	173	214	319	270	263

※被害件数のカッコ内は未遂件数

※被害金額は千円以下切り捨て。

※予兆通報件数…犯人からの電話を受け、警察に通報した件数

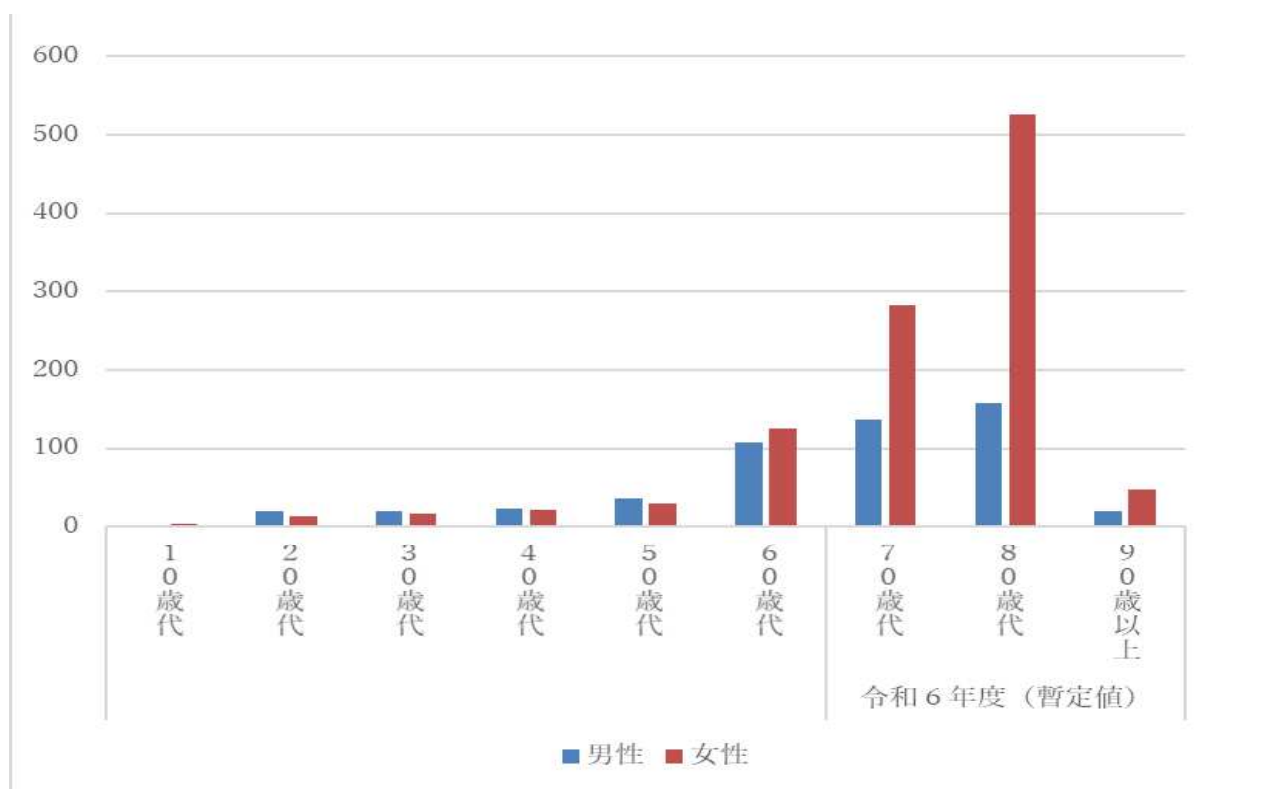


(資料:埼玉県警察本部)

■令和6(2024)年度年齢別特殊詐欺被害の発生状況(埼玉県内)

(単位:件)

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上
男性	1	20	19	23	36	108	137	157	20
女性	3	13	17	21	29	126	282	526	48
総計	4	33	36	44	65	234	419	683	68



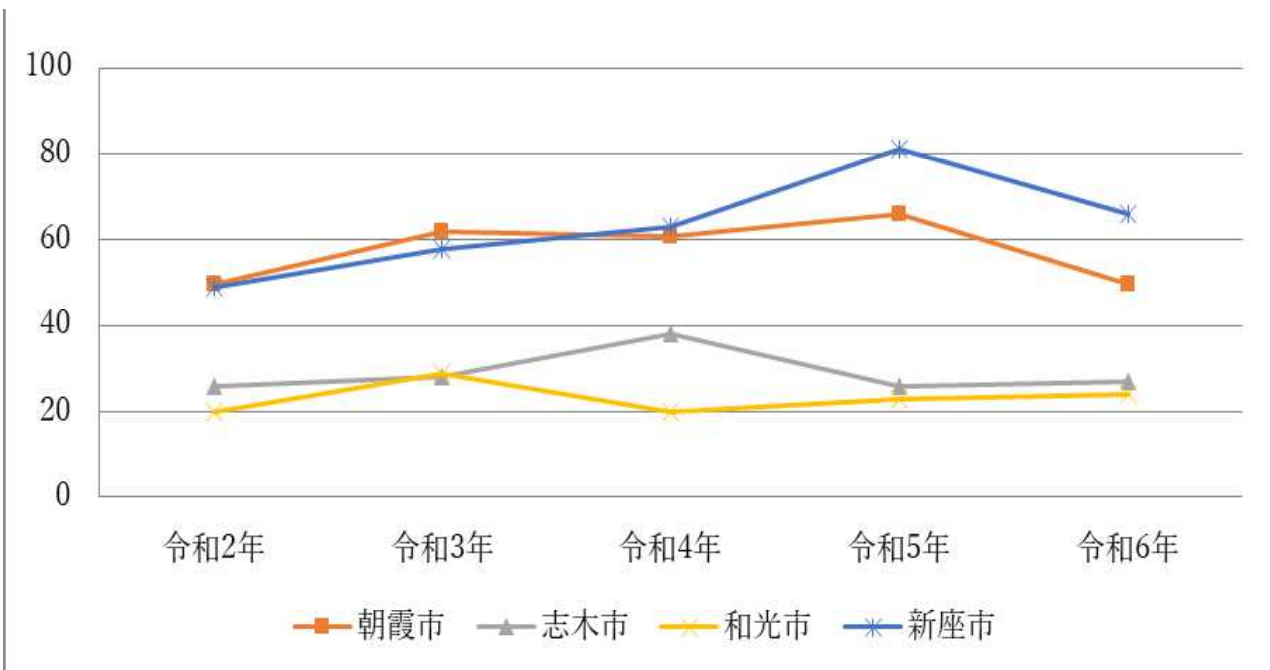
(資料:埼玉県警察本部)

■子どもに対する声掛け事案の発生認知件数

(単位:件)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
朝霞市	50	62	61	66	50
志木市	26	28	38	26	27
和光市	20	29	20	23	24
新座市	49	58	63	81	66
埼玉県	2,752	3,028	2,782	2,742	2,714

※声掛け事案の定義…18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声を掛ける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。



(資料:埼玉県警察本部)

■空き家等の管理不全に関する対応状況

(単位:件)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
情報提供受付件数	44	37	32	34	38
対象外の件数(※)	2	0	2	0	5
管理状態改善済み件数	23	7	8	18	6
所有者に対する情報提供・ 相談中の件数	18	28	21	16	26
未改善の件数	1	2	1	0	1
(うち所有者調査中の件数)	0	0	0	0	0

※対象外…調査の結果、適正に管理されていることが確認できた等の理由による。

(資料:朝霞市都市建設部開発建築課)

## 4 第5次朝霞市防犯推進計画の見直しにあたり

### (1) 第4次防犯推進計画の総括

第4次計画については、実施計画において具体的な取り組みを進めるとともに、毎年度当初、朝霞市防犯推進庁内連絡会議及び防犯推進計画会議において、その進捗状況等について意見交換をしてきました。

特に、特殊詐欺の予兆電話が発生した際、防災行政無線を利用し周知する等の広報や自主防犯活動隊の啓発等の取り組みは犯罪を未然に防ぐための大きな一因となっております。

### (2) 埼玉県防犯のまちづくり推進計画（令和7年度～11年度）との関係

埼玉県の令和7（2025）年度からの計画において、協働と連携の重視や防犯カメラ設置を推進しています。また、子どもや高齢者、女性といった要保護者の保護強化や安全な都市環境整備について強化していくこととなっております。本市においても、防犯カメラ設置の推進や事業者と連携を強化することや要保護者への犯罪をなくすための広報、啓発を行うなど、県計画との整合を図りながら本市の第5次計画を検討する必要があります。

## 5 第5次朝霞市防犯推進計画の方向性

第4次計画の総括及び埼玉県の計画を踏まえ、第5次計画の方向性について、以下の3点に留意して策定することとします。

第5次朝霞市防犯推進計画の方向性
1 第4次計画の取組を継続する
2 広報、啓発活動を強化する
3 地域防犯力を強化する